

# ■通知カードの受取から個人番号カードの申請までの流れ

## 1. マイナンバーの通知

平成27年10月以降、マイナンバーが書かれた「通知カード」が簡易書留で届きます。

### ●送られてくる書類

- 通知カード
- 個人番号カードの申請書と返信用封筒
- マイナンバーについての説明資料

## 2. 個人番号カードの申請

申請方法は、主に2通りあります。

### ①郵送で申請

申請書に署名または記名押印をし、顔写真を貼付の上、返信用封筒に入れてポストへ投函。

### ②オンラインで申請

スマートフォンなどで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請。

## 3. 「交付通知書」が届きます

個人番号カードの準備が出来たことを知らせる交付通知書が届きます。

## 4. 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、申請者本人が、町民生活課窓口で受け取ることができます。

受け取る際は、以下の3つを必ずお持ちください。

- ①通知カード
- ②交付通知書
- ③運転免許証などの本人確認書類

※住基カードをお持ちのかたは、返却が必要となります。

## ○民間事業者のみなさまへ

民間事業者も、平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

マイナンバーの適正な取扱いのためのガイドラインをご確認ください。

特定個人情報保護委員会ホームページアドレス <http://www.ppc.go.jp/>

**問合せ** マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178  
午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応  
☎0570-20-0291

総務課企画政策防災担当 ☎62-1231

次月以降も、マイナンバー制度についてお知らせします。